

黒石市全天候型トレーニングセンター管理運営規則をここに公布する。

令和7年9月25日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

黒石市教育委員会規則第8号

黒石市全天候型トレーニングセンター管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市全天候型トレーニングセンター条例（令和7年黒石市条例第24号。以下「条例」という。）第14条及び市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則（昭和58年黒石市規則第6号）第3条の規定に基づき、黒石市全天候型トレーニングセンター（以下「トレーニングセンター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の規定によりトレーニングセンターを使用しようとする者は、黒石市全天候型トレーニングセンター使用許可申請書（様式第1号）を教育長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可申請の受付期間は、使用しようとする日の60日前から7日前までとする。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 教育長は、トレーニングセンターの使用を許可したときは、黒石市全天候型トレーニングセンター使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 前項の許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際に許可

書を係員に提示するものとする。

(使用の期間の制限)

第4条 トレーニングセンターの使用を許可する期間は、使用を開始する日から起算して5日以内とする。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第5条 条例第6条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、黒石市全天候型トレーニングセンター使用料還付申請書（様式第3号）に許可書及び使用料の領収書を添えて、教育長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第7条の規定による使用料の減額又は免除（以下「使用料の減免」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の機関が主催する事業等に供する場合 免除
- (2) 市内の小学校又は中学校が教育活動に使用する場合 免除
- (3) 市の機関が共催し、又は後援する事業等に供する場合 5割減額（暖房料を除く。）
- (4) 市内の小学生又は中学生が主体となる団体がスポーツ活動に使用する場合 5割減額（暖房料を除く。）

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、黒石市全天候型トレーニングセンター使用料減免申請書（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、使用料の減免を決定したときは、黒石市全天候型トレーニングセンター使用料減免決定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を転貸し、若しくは譲渡しないこと。
- (2) 施設、設備等を損傷しないこと。
- (3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他の営利行為をしないこと。

- (4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示しないこと。
- (5) 所定の場所以外において喫煙し、若しくは飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (6) その他トレーニングセンターの管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。

(トレーニングセンターの管理を指定管理者に行わせる場合の読替え)

第8条 条例第12条の規定により、トレーニングセンターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条第1項、第3条第1項、第5条並びに第6条第2項及び第3項中「教育長」とあり、並びに様式中「黒石市教育委員会教育長」とあるのは「指定管理者」と、第2条第2項及び第4条中「教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない」とあるのは「指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ、教育長の承認を得て、これを変更することができる」と、第5条（見出しを含む。）、第6条（見出しを含む。）及び様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて適用するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の規定によるトレーニングセンターの管理運営等に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。